添付法令資料 2:

韓国庶民の金融生活支援に関する法律(目次) 2019年11月26日法律第16653号により一部改正 同日施行

第1章 総則(第1条及び第2条)

第2章 庶民金融振興院

第1節 通則(第3条ないし第7条)

第2節 運営委員会(第8条ないし第10条)

第3節 役員及び職員(第11条ないし第19条)

第4節 休眠預金管理委員会(第20条ないし第23条)

第5節 業務(第24条ないし第29条)

第6節 財務及び会計(第30条ないし第38条)

第7節 休眠預金等の管理(第39条ないし第45条)

第8節 信用保証(第46条ないし第55条)

第3章 信用回復委員会

第1節 通則(第56条ないし第60条)

第2節 委員会の構成等(第61条ないし第67条)

第3節 財務及び会計(第68条及び第69条)

第4節 債務調整の支援(第70条ないし第77条)

第4章 補則(第78条ないし第84条)

第5章 罰則(第85条及び第86条)

附則